

令和7年6月9日

保護者様

鈴鹿市立飯野小学校
校長 長谷 基弘

台風時等における登下校及び授業の実施について

見出しの件につきまして、下記の通りに実施しますので、最新の気象情報や自治体が発する災害情報を確認し、児童の安全確保をお願いします。

以下、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報、特別警報を「暴風警報等」と表記します。

記

1 始業前に暴風警報等が発表されている場合

(1) 午前7時現在、暴風警報等が発表されている場合

児童を午前11時まで自宅で待機をさせてください。当日の給食は中止となります。

(2) 午前11時までに、暴風警報等が解除になった場合

家庭で昼食を済ませ、その日の授業の準備をして、学校へ午後1時に着くように集団登校をさせてください。午後の授業を行います。集団登校の出発時刻はそれぞれの地区で確認をお願いします。なお、登校するにあたっては、安全確認を十分行ってください。もし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等について、危険が予想される場合は当日の授業を中止することがあります。その場合は、きずなネットによるメール配信にて連絡します。

(3) 午前11時に、暴風警報等が解除されていない場合

当日の授業は中止し、臨時休校とします。

2 始業後に暴風警報等が発表されている場合

(1) 原則として直ちに授業を中止し、安全確認後、速やかに帰宅させます。

下校の方法は

① 教員引率による集団下校。

② 風雨が強く集団下校が危険と判断した場合は、保護者への引渡しを行います。

学童保育等に入所している児童については、暴風警報等発表時の対応について、それぞれの入所先で確認をしておいてください。

- (2) 気象状況及び災害状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童については、保護者との連絡をとりながら、安全が確認されるまで、学校で待機させます。

3 暴風警報等が発表されていないが、風水害等の発生の恐れがある場合

暴風警報等が発表前であっても「臨時休校」の措置をとる事があります

暴風警報等の発表が予想される場合、鈴鹿市教育委員会の判断により臨時休校を全市において実施する場合があります。

- (1) 授業実施日の前日午後9時までに、暴風警報等が発表される確率が高い場合。
鈴鹿市教育委員会から tetoru による臨時休校の連絡、または飯野小からきずなネットによるメール配信にて連絡します。
- (2) 授業実施日の午前7時までに、授業実施日において暴風警報等が発表される確率が高い場合。
鈴鹿市教育委員会から tetoru による臨時休校の連絡、または飯野小からきずなネットによるメール配信にて連絡します。

4 台風を伴わない大雨・洪水警報発表等の対応について

鈴鹿市教育委員会から、気象情報をもとに、市内一斉措置（「臨時休校」、「始業時刻の変更」、「緊急下校」等）で、tetoruによる臨時休校等の連絡が入る場合があります。

また、市内一斉措置でない場合でも地域の実情に応じて中学校区や地域の関係機関等と連携を図り、通学路の安全確保及び道路状況により学校長の判断で同様の措置を取る場合もあります。
その際には、保護者、地域の方にきずなネットによるメール配信にて連絡します。

5 雷の発生時の対応について

- (1) 下校前には、雷の発生状況を収集し、下校を遅らせて学校で一時的に待機させることがあります。
- (2) 下校中に雷が発生した時は、「民家に避難する」、「身体を丸くしてしゃがみ込む」、「木の下への避難はさける」等の指導をしています。
- (3) 児童だけで帰宅するのが危険と判断した場合は、保護者への引渡しを行います。